

内閣委員会 質問要旨

2018年6月1日
国民民主党 階 猛

1. IR整備法案39条後段(以下「賭博免責条項」という)の趣旨は何か
2. 公営ギャンブルに関する法律では、賭博免責条項が存在しないのはなぜか
3. 賭博免責条項を設けないとIRの運営に不都合が生じるのか
4. 形式的には賭博免責条項に該当する行為であっても、IR推進法案の附帯決議で要求した八つの観点に照らし、刑法185条、186条で処罰が必要なものもあるのではないか
5. 賭博免責条項に該当する行為が広過ぎ、法の下での平等に反するのではないか
6. 「目的の公益性」は事業者側の意図を問わずして認めるのか
7. 「運営主体等の性格」「廉潔性」に関し、41条の「十分な社会的信用を有する者」とは具体的にどういう意味か
8. 「収益の扱い」に関し、投資家への利益配当や内部留保に制限を設けるのか
9. 「射幸性の程度」に関し、「公正なカジノ行為」の判断基準は何か
10. 「射幸性の程度」に関し、カジノ施設へのアクセス制限が不十分ではないか
11. 「射幸性の程度」に関し、ギャンブルのための借金を防ぐ手段が不十分ではないか
12. 「世界最高水準のカジノ規制」は実現されていないのではないか

※答弁は全てIR担当大臣

以 上